

別表1

地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用単位表

ユニット型介護福祉施設サービス費	
要介護1	682単位
要介護2	753単位
要介護3	828単位
要介護4	901単位
要介護5	971単位

加算	
個別機能訓練加算	12単位/日
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位/日
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位/日
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46単位/日
栄養マネジメント強化加算	11単位/日
科学的介護推進体制加算	50単位/月
協力医療機関連携加算	100単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当月総単位数の14.0%

特別な加算	
療養食加算	6単位/食
外泊時費用(入院または外泊時、6日のみ)	246単位/日
退所時情報提供加算	250単位/回
初期加算(初回30日及び30日以上 of 入院後の利用時30日)	30単位/日
安全対策体制加算(初回のみ)	20単位

介護保険対象外になる費用について

理美容代(カット)	2,000円	*外部業者による
電気製品個別使用料	例:TV 500円/月	
金銭管理代行料	月500円	

(令和6年6月1日現在)

別表2 地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 利用料金表

ユニット型個室

30日あたり/円

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		207,847	215,327	223,230	230,923	238,299
	介護自己負担(3割負担)	83,347	90,827	98,730	106,423	113,799
	食費 (1,650円)	49,500				
	居住費 (2,500円)	75,000				

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		180,064	185,051	190,320	195,449	200,366
	介護自己負担(2割負担)	55,564	60,551	65,820	70,949	75,866
	食費 (1,650円)	49,500				
	居住費 (2,500円)	75,000				

第4段階以上	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		152,282	154,775	157,410	159,974	162,433
	介護自己負担(1割負担)	27,782	30,275	32,910	35,474	37,933
	食費 (1,650円)	49,500				
	居住費 (2,500円)	75,000				

第 3 段 階 ②	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		107,882	110,375	113,010	115,574	118,033
	介護自己負担(1割負担)	27,782	30,275	32,910	35,474	37,933
	食費 (1360円)	40,800				
	居住費 (1.310円)	39,300				
第 3 段 階 ①	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		86,582	89,075	91,710	94,274	96,733
	介護自己負担(1割負担)	27,782	30,275	32,910	35,474	37,933
	食費 (650円)	19,500				
	居住費 (1.310円)	39,300				

第 2 段 階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		64,082	66,575	69,210	71,774	74,233
	介護自己負担(1割負担)	27,782	30,275	32,910	35,474	37,933
	食費 (390円)	11,700				
	居住費 (820円)	24,600				

第 1 段 階	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		61,382	63,875	66,510	69,074	71,533
	介護自己負担(1割負担)	27,782	30,275	32,910	35,474	37,933
	食費 (300円)	9,000				
	居住費 (820円)	24,600				

負担段階	負担限度額（日額）	
	居住費	食費
第1段階	820円	300円
第2段階	820円	390円
第3段階①	1,310円	650円
第3段階②	1,310円	1,360円

(令和3年8月1日現在)

◆改正後の補足給付の受給要件◆

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者 	かつ、預貯金等が単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が80万円以下	かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1650万円）以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1550万円）以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税で、年金収入金額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1500万円）以下
第4段階 （給付対象外）	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる者 ・本人が市町村民税課税者 	——

（厚生労働省の資料をもとに作成）